

全国子ども会安全共済金 【自転車での事故について】

共済約款より

共済金を支払わない主な場合

- ④交通事故（自転車の単独事故、又は自転車同士の衝突事故を除く。死亡共済金、後遺障害共済金を除く）

※自転車の単独事故、又は自転車同士の衝突事故は補償対象である。

- ◆医療共済金については、車やバイクとの事故については、車の保険（自賠責、任意保険）を利用することになる。
- ◆死亡共済金、後遺障害共済金については、対象になります。死亡や後遺症が考えられる大きな交通事故の場合は、対象となる可能性があります。

- ⑥（ウ）

自転車に二人乗りをしている間（法令で認められている場合を除きます）

※法令違反は、補償対象にならない。

- Q 最近、条例で自転車保険加入やヘルメット着用を定めているところがあるが、それは、補償に何か関係してくるのか。

A 今のところ、条例によって安全共済金の補償が変わることはない。

安全共済金運営の手引きより

3 子ども会活動（3）往復途中の記述

被共済者の住所と指定の集合場所または解散場所とを結ぶ合理的な経路を通常経路として往復途中とする。

なお、友人を誘う（送る）ため、又は、子ども会活動に必要な物品の調達のために経路を変更した場合は、変更経路を含め通常経路とする。

ただし、通常の経路から逸脱（注1）又は中断（注2）した場合には、逸脱又は中断している間は通常経路とはならない。

- （注1）移動の途中で子ども会活動に関係のない目的で合理的な経路からそれることをいう。途中で公園にて数人で遊び、事故が発生するケース等

- （注2）移動の経路上において子ども会活動とは関係のない行為を行なうことをいう。